

令和7年度第1回松本市上下水道事業経営審議会会議録 要旨

令和7年8月26日 午後1時30分

松本市上下水道局 第1会議室

1 議事

- (1) 公営企業会計について
- (2) 各事業の現状と今後の見込みについて
- (3) 経営戦略の策定について
- (4) その他

2 出席者

(1) 委員

会 長	山 沖	義 和
委 員	常 田	武 司
//	清 水	是 昭
//	市 東	一 也
//	木 村	郁 子
//	小 林	弘 也
//	藤 井	佳 子
//	大 野	美 里

(2) 事務局

上下水道局長	向 井	津 富
総務課長	小 野	真 一
営業課長	小岩井	淳
給排水設備担当課長	西 澤	弘
上水道課長	岩 岡	啓 一
下水道課長	清 沢	正 典
総務課総務担当係長	中 澤	史 郎
総務課総務担当	三 村	育 江
//	川 上	洋 平

3 会議録

(1) 公営企業会計について

事務局 資料1により説明

会長 水道事業や下水道事業は、基本的には、水道の供給等にかかる原価を水道料金や下水道使用料で賄わなければなりません。原価を計算する際に、公営企業会計の仕組みを理解する必要があります。

公営企業会計では、損益勘定留保資金が収益的収支と資本的収支の間を結ぶものとなっています。

金額は覚える必要はありませんが、今後の議事においては、公営企業会計の仕組みを念頭に置いていただくと理解が進むと思います。

(2) 各事業の現状と今後の見込みについて

事務局 資料2により説明

会長 水道事業は、令和8年度の料金改定で、令和8年度から令和11年度までの間の収支は一息つきました。

下水道事業は、補てん可能額がどれくらい残っているのか見極めなければなりません。使用料を算定する期間である4年間で収支が均衡していることに加えて、将来の不測の事態に対応するため一定の補てん可能額を用意しておく必要があります。下水道事業は、余裕はありそうですが、施設の老朽化も進むことから楽観視できる状況ではないと思います。

施設整備においては、管路の更新を始め、技術革新も進んでいて、法定耐用年数を設定した当時よりは、使用を継続することができる状況にもあります。ただ、使用年数を伸ばすことはできるかもしれませんが、そのまま使い続けることはできませんので、施設整備の在り方も考えていかなければなりません。

委員 農業集落排水事業について説明してください。家庭にある簡易浄化槽とは違うのでしょうか。

事務局 安曇地区内の島々地区、大野田地区及び稲核地区で生じた汚水を当該地区内に整備した処理場で処理する事業です。農業用排水と生活用排水を処理しています。旧安曇村当時に整備しています。簡易浄化槽とは別物です。

委員 農業集落排水事業の赤字分を一般会計から補てんしているということは、市が赤字を補てんしているということでしょうか。水道局の農業集落排水事業以外の事業で補てんしないのでしょうか。

事務局 水道局の他の事業から補てんすることはありません。不足分は一般会計から補てんします。

会長 なぜ、一般会計から補てんするのでしょうか。過去の経緯で補てんするのでしょうか。

事務局 令和5年度まで農業集落排水事業は、耕地課が所管し、特別会計を設置していました。当時も、使用料収入のみでは賄えないので、赤字分を一般会計から繰り入れて運営していました。水道局に移管する際、使用料収入を増額するわけにはいきませんので、赤字分は一般会計で補てんするという条件で水道局が引き継いでいます。

委員 いつ頃まで補てんを続けるのでしょうか。

事務局 今後、検討したいと考えていますが、農業集落排水事業でかかる経費を使用料のみで賄うことは無理があるのではないかと認識しています。

会長 農業集落排水事業の施設の規模が小さいからといって、施設維持などにかかる経費が規模に比例して少なくなるわけではないと思います。一般会計で補てんすることはやむを得ないのではないのでしょうか。国も、経済安全保障上、農業は重要という認識で一般会計を使っています。

委員 農業集落排水事業は、旧安曇村当時から一般会計で補てんしているのでしょうか。

事務局 当時から使用料で経費を賄っているわけではありません。一般会計からの繰入を前提とした施設整備です。

委員 農業集落排水事業の施設整備に当たっては、過疎対策振興費を充てたのでしょうか。

事務局 整備に当たり活用した具体的な補助金は不明です。

(3) 経営戦略の策定について

事務局 資料3により説明

会長 経営戦略以外に水道局で策定している計画の策定状況を教えてください。

事務局 上位計画である水道ビジョンがあり、計画期間は10年です。
施設整備に関する計画として、水道事業アセットマネジメントと下水道ストックマネジメントがあり、それぞれ計画期間は50年です。

会長 水道ビジョンと経営戦略の計画期間が10年ということですが、それぞれの計画の整合は図れているのでしょうか。

事務局 本来は、一方を改定すれば、もう一方を見直さなければならないものであると認識しています。

(4) その他

事務局 追加資料（水道料金の改定について）により説明

会長 20.11%の改定率と聞くと、金額が大幅に上がるように感じるかもしれませんが、水道使用者が使用する水栓のおよそ9割が13ミリ口径であり、13ミリ口径を使用する方は460円の増額です。

委員 水量料金は、前回検針分から今回検針分までの使用水量に対する料金だと思いますが、今回改定する準備料金は、いつを基準日にして計算するのでしょうか。

事務局 水道料金は、松本市水道事業給水条例上、準備料金と水量料金の合計額であり、メーター検針日に計量した使用水量をもって、検針日の属する月分の料金として算出しています。したがって、メーター検針日が、準備料金の基準日となります。検針日から検針日の間で、使用しなくなれば、途中で精算します。

今回の料金改定に当たり、4、5月の検針分の使用期間は、料金改定前の使用期間が含まれるため、6月検針分から適用することとしました。

委員 水道メーターの設置にかかる費用は、水道事業の予算上、どこに記載されているのでしょうか。

事務局 資料1の9ページ、1款水道事業費用、1項営業費用、5目量水器費です。